

札幌市保養センター駒岡の管理に関する協定書の改定協定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市老人休養ホーム条例（昭和48年条例第51号）第12条第1項の規定に基づき、札幌市（以下「甲」という。）と社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（以下「乙」という。）において令和2年1月9日付けで締結した札幌市保養センター駒岡の管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）に関し、甲と乙は、原協定書第18条第4項の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第1条 札幌市老人休養ホーム条例の改正（令和3年4月1日施行）に伴い、原協定書第18条第4項の規定に基づき、原協定書第18条第1項中「金 380,590,000 円」を「金 375,698,000 円」に改める。

第2条 原協定書第18条第2項の表を次のとおり改める。

回数	請求時期	支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1回目	4月	19,029,500円	18,723,750円	18,723,750円	18,723,750円	18,723,750円
2回目	7月	19,029,500円	18,723,750円	18,723,750円	18,723,750円	18,723,750円
3回目	10月	19,029,500円	18,723,750円	18,723,750円	18,723,750円	18,723,750円
4回目	1月	19,029,500円	18,723,750円	18,723,750円	18,723,750円	18,723,750円
	計	76,118,000円	74,895,000円	74,895,000円	74,895,000円	74,895,000円

第3条 この協定は、令和3年4月1日から適用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和3年1月25日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区大通西19丁目1番地1
社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会
代表者 会長 福迫 尚一

